

# 議会改革検討特別委員会

## 最終報告書

平成26年12月

## 目 次

- 1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 2 特別委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ
- 3 特別委員会等開催日程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2～5 ページ
- 4 協議事項体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 5 具体的事項の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7～9 ページ
- 6 議会基本条例の制定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9 ページ
- 7 おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10 ページ

## 1 はじめに

地方分権時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大している今日、市議会が市民の代表機関として、地域の発展と福祉の向上のために果たすべき役割は、ますます増大しています。市議会は、自治体の政策の立案や決定、事業の評価など、議論を尽くして決定する場ではありますが、政策が決定するまでの論点、争点の過程を公開することは、討論の場である議会の責務であります。

このような地方分権時代に対応した議会のあり方及び、議会機能の充実を図る方策等について、調査研究を行うため、平成 23 年 3 月 23 日に議会改革検討特別委員会を設置し、3 年 8 月にわたり検討を行ってきましたので、その結果について報告します。

## 2 特別委員会の概要

① 特別委員会の名称 議会改革検討特別委員会

② 委員の定数 6 名

③ 付議事項

地方分権時代に対応した議会のあり方及び議会機能の充実を図る方策等についての調査研究

④ 委 員

委員長	松本 修藏	副委員長	押尾 完治
委 員	鈴木 繁雄	委 員	尾石 昭夫
委 員	石田 善秋	委 員	片野 伸男
委 員	杉崎 辰行 (H25. 1. 18~H26. 4. 14)	委 員	齋藤 寛之 (H23. 3. 23~H25. 2. 19)
委 員	鈴木 浩己 (H23. 3. 23~H26. 2. 18)	委 員	太田浩三郎 (H23. 3. 23~H25. 1. 17)
委 員	加藤與志男 (H23. 3. 23~H24. 2. 21)		

### 3 特別委員会等開催日程

特別委員会設置後 43 回にわたり検討を行いました。検討に際しては、全国で議会改革に先進的な取り組みを行っている自治体を調査し参考としました。また、本会議において 2 回の中間報告を行いました。

#### (1) 特別委員会開催日

	日 程	議 題
第 1 回	平成 23 年 3 月 23 日 (水)	・ 正副委員長の互選
第 2 回	平成 23 年 4 月 21 日 (木)	・ 調査事項
第 3 回	平成 23 年 4 月 28 日 (木)	・ 「理想とする議会の姿」
第 4 回	平成 23 年 5 月 20 日 (金)	・ 「理想とする議会の姿」 ・ 具体的手法の検討
第 5 回	平成 23 年 6 月 17 日 (金)	・ 自治基本条例 (当局説明)
第 6 回	平成 23 年 7 月 14 日 (木)	・ 具体的手法の検討 ・ 議会基本条例
第 7 回	平成 23 年 7 月 29 日 (金)	・ 協議事項体系図 ・ 議会基本条例 ・ 今後の検討事項
第 8 回	平成 23 年 8 月 26 日 (金)	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第 9 回	平成 23 年 9 月 30 日 (金)	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第 10 回	平成 23 年 10 月 21 日 (金)	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第 11 回	平成 23 年 11 月 21 日 (月)	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」
第 12 回	平成 23 年 12 月 20 日 (火)	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」 「住民参加」
第 13 回	平成 24 年 1 月 20 日 (金)	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」 ・ 中間報告について
第 14 回	平成 24 年 2 月 14 日 (火)	・ 中間報告について
第 15 回	平成 24 年 4 月 4 日 (水)	・ 開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」

第16回	平成24年4月24日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平・公正で活発な議論のできる議会 「議員の政治倫理等の向上」 「政策立案機能の向上」</li> </ul>
第17回	平成24年5月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平・公正で活発な議論のできる議会 「政策立案機能の向上」</li> <li>・市民の代表として責任ある議会 「議会権能の強化」 「執行機関の監視・評価の充実」</li> </ul>
第18回	平成24年6月25日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の代表として責任ある議会 「議会権能の強化」 「執行機関の監視・評価の充実」</li> <li>・公平・公正で活発な議論のできる議会 「政策立案機能の向上」</li> </ul>
第19回	平成24年7月23日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平・公正で活発な議論のできる議会 「政策立案機能の向上」</li> <li>・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」</li> </ul>
第20回	平成24年8月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公平・公正で活発な議論のできる議会 「政策立案機能の向上」</li> <li>・市民の代表として責任ある議会 「執行機関の監視・評価の充実」</li> <li>・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」</li> </ul>
第21回	平成24年10月2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」</li> <li>・市民の代表として責任ある議会 「議会権能の強化」</li> </ul>
第22回	平成24年12月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」</li> <li>・市民の代表として責任ある議会 「議会権能の強化」</li> <li>・自治基本条例策定の進捗状況(当局説明) (議会基本条例との関係性について)</li> </ul>
第23回	平成25年1月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開かれた市民参加の議会 「見える化の推進」</li> <li>・議会基本条例</li> </ul>
第24回	平成25年2月12日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別委員会中間報告</li> </ul>

第25回	平成25年3月18日(月)	・議会基本条例の策定スケジュール等
第26回	平成25年4月23日(火)	・議会基本条例の章立て
第27回	平成25年5月9日(木)	・「自治基本条例を考える市民会議(素案)」及び今後の取組 ・行政視察に ・議会基本条例の章立て
第28回	平成25年5月21日(火)	・議会基本条例の章立て
第29回	平成25年6月11日(火)	・焼津市議会基本条例
第30回	平成25年6月20日(木)	・焼津市議会基本条例
第31回	平成25年6月28日(金)	・焼津市議会基本条例
第32回	平成25年8月21日(水)	・焼津市議会基本条例前文 ・焼津市議会議員政治倫理条例
第33回	平成25年12月19日(木)	・焼津市自治基本条例(案)
第34回	平成26年1月21日(火)	・焼津市議会基本条例解説(案)
第35回	平成26年2月10日(月)	・焼津市議会基本条例解説(案) ・今後の協議事項
第36回	平成26年2月10日(月)	・副委員長の内選
第37回	平成26年2月18日(火)	・副委員長の互選
第38回	平成26年4月21日(月)	・行政視察 ・今後の協議事項
第39回	平成26年5月21日(水)	・行政視察
第40回	平成26年8月21日(木)	・予算決算委員会 ・政策提言 ・議員のフェイスブック等の方針
第41回	平成26年9月19日(金)	・予算決算委員会 ・焼津市議会議員ソーシャルメディアガイドライン
第42回	平成26年10月3日(金)	・焼津市議会議員ソーシャルメディアガイドライン
第43回	平成26年11月19日(水)	・最終報告

## (2) 中間報告

	報告定例会	主な報告内容
第1回	平成24年2月定例会	<ul style="list-style-type: none"><li>・議案賛否の公表</li><li>・行政視察報告の公開</li></ul>
第2回	平成25年2月定例会	<ul style="list-style-type: none"><li>・反問権</li><li>・政策提言</li></ul>

## (3) 先進地行政視察

視察日	視察先	視察内容
平成23年12月7日(火)	愛知県豊田市	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会運営全般</li><li>・議会改革</li><li>・議会報告会</li><li>・議会基本条例</li></ul>
平成23年12月8日(水)	長野県松本市	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会改革への取り組み</li><li>・議会報告会</li><li>・議会基本条例</li><li>・政策立案等の体制</li></ul>
平成24年10月11日(木)	三重県亀山市	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会運営全般</li><li>・議会映像インターネット配信</li><li>・議会報告番組</li><li>・予算決算委員会</li><li>・議会基本条例の制定</li></ul>
平成24年10月12日(金)	三重県四日市市	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会基本条例</li><li>・反問権</li><li>・通年議会</li><li>・文書質問</li><li>・その他の取り組み</li></ul>
平成25年8月1日(木)	福島県郡山市	<ul style="list-style-type: none"><li>・政務活動費検討委員会</li><li>・インターネット中継</li><li>・災害時の議員の体制</li></ul>
平成25年8月1日(木)	福島県会津若松市	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会改革の取り組み</li></ul>
平成26年7月9日(水)	京都府綾部市	<ul style="list-style-type: none"><li>・議会改革</li></ul>
平成26年7月10日(木)	滋賀県湖南市	<ul style="list-style-type: none"><li>・予算常任委員会及び決算常任委員会</li></ul>

## 4 協議事項体系図

理想とする議会の姿(ビジョン)を3つの視点でまとめ、そのビジョンを達成するための、取り組みを「具体的事項」として分類し「協議事項体系図」を作成しました。

### 1 開かれた市民参加の議会

☆議会の情報公開を推進し、市民に見える議会とする。また、住民が議論に参加できる場づくりを推進する。

(具体的事項)

#### ①見える化の推進

ア 議会だより、ホームページ、インターネット配信の検討  
イ 本会議での一般質問のあり方  
ウ 議会傍聴の促進  
エ 会議の公開基準の見直し  
オ 議会報告会の開催

カ 休日、夜間議会の開催  
キ 議案に対する議員の賛否の公開  
ク 行政視察の報告の公開  
ケ 当局側の反問権の付与  
コ 政務調査費の使途基準の見直し

#### ②住民参加

ア 出前議会、住民会議の開催

イ 市民の直面している課題の調査

### 2 公平・公正で活発な議論のできる議会

☆市民の負託に応えるため、議員個々の能力を向上させ、自由な議論が行えるよう、公平・公正な議会運営に取り組むことができる仕組みづくりを推進する。

(具体的事項)

#### ①議員の政治倫理等の向上

#### ②政策立案機能の向上

ア 議員調査活動及び委員会調査活動のあり方  
イ 議員研修会の開催  
ウ 議員定数、議員報酬

エ 議員間討議の導入  
オ 第三者調査機関の積極導入

### 3 市民の代表として責任ある議会

☆二元代表制として、市民本位の立場で、執行機関の監視・評価を適切に行うと共に、政策提言を行える仕組みづくりを推進する。また、事務局による議会活動支援事務の充実を図る。

(具体的事項)

#### ①議会権能の強化

ア 議会事務局の充実

イ 予算決算特別委員会の設置

#### ②執行機関の監視・評価の充実

ア 政策評価の実施

ウ 議長の議会招集権、通年議会の導入

議会基本条例の制定

## 5 具体的事項の検討

### (1)開かれた市民参加の議会

#### ①見える化の推進

##### ア 議会だより、ホームページ、インターネット配信の検討

###### ・市議会だより

具体的な検討は、市議会だより編集委員会にて行います。

###### ・ホームページ

現状のとおりとします。

###### ・インターネット中継

本会議を傍聴することができない市民が、視聴できるよう、本会議のライブ中継、及び録画中継を実施することとしました。

##### イ 本会議での一般質問のあり方

本会議において市政をただすことは、議会の重要な責務であり、また、より市民にわかりやすくするため、議案質疑と一般質問の順序を入れ替え、一般質問を先に実施することとしました。

##### ウ 議会傍聴の促進

傍聴者への配付資料に専門用語が入っている場合は、注釈を付けて説明を入れることを検討します。

##### エ 会議の公開基準

現在条例で定めている会議は、原則公開とします。

##### オ 議会報告会の開催

基本的には市民との意見交換を含めた報告会を開催していく方向としますが、具体的な報告内容、方法、導入時期については、今後の検討課題とします。

##### カ 休日・夜間議会の開催

導入している自治体の状況を調査しましたが、傍聴者が少ない状況が見受けられました。現在のところ導入はしませんが、費用対効果等の観点も踏まえ、他市の事例を調査していきます。

##### キ 議案に対する議員の賛否の公開

ホームページ、市議会だよりにより、各議員が、どの議案に賛成・反対したかを公開することとしました。

#### ク 行政視察の報告の公開

当市施策の参考とするための常任委員会、特別委員会の先進市の行政視察の報告書をホームページで公開するとともに、視察の概要を市議会だよりに掲載することとしました。

#### ケ 当局側の反問権の付与

市長や市の職員が、議員側の質問に対して、論点・争点を明確にするため、反問権を設定しました。これにより、議員側の一般質問の内容と、当局側の答弁との食い違いを正すことができます。なお、反問については、「質問の趣旨・内容の確認」のみの実施となります。

#### コ 政務調査費の使途基準の見直し

基本的には現行どおりとします。

### ②住民参加

#### ア 出前議会、住民会議の開催

「議会報告会の開催」と併せて検討しました。

#### イ 市民の直面している課題の調査

政策提言の方法を検討していく中で、併せて検討しました。

## (2) 公平・公正で活発な議論のできる議会

### ①議員の政治倫理等の向上

政治倫理の向上のため、議員の政治倫理条例を制定しました。

### ②政策立案機能の向上

#### ア 議員調査活動及び委員会調査活動のあり方

各常任委員会で課題や問題となっている事業を洗い出し、テーマを決めて調査を行うこととしました。また調査の途中で必要に応じ中間報告を行うとともに、全議員で調査テーマについて議論し合い、討議を交わすこととしました。設定したテーマの最終報告書は、提言書として当局へ提言することとしました。

#### イ 議員研修会の実施

各常任委員会で調査を実施していく中で、内容に沿った研修会を開催することもできることとしました。

#### ウ 議員定数、議員報酬

議員定数、議員報酬とも当面は現状どおりとしますが、今後具体的に議会改革を推進していく中で、取り組みの状況を踏まえ、再度検討することとします。

#### エ 議員間討議の導入

各常任委員会での調査を実施していく中で、議員間討議を取り入れることとしました。

#### オ 第三者調査機関の積極導入

学識経験者による専門的調査、公聴会及び参考人制度を活用して議会の政策形成に反映させるよう努めることとしました。

### (3) 市民の代表として責任ある議会

#### ① 議会権能の強化

##### ア 議会事務局の充実

事務局の人員については、当面現状どおりとします。しかし、今後の議会改革の方向によっては、政策提言、議会報告会、情報発信の強化など進めていく上で、事務局の担当割について、検討する必要があります。特に、地方分権による議会の権能拡大に伴い、法規等の専門職員が必要となる可能性があり、将来的な事務局への法規担当職員の配置について、当局へ要望することとします。

##### イ 予算決算特別委員会の設置

予算、決算に係る委員会を設置する方向で検討していきます。委員会の構成や、議案の審査方法については、定例会の日程とも関連があることから、具体的な検討は今後進めていきます。

##### ウ 議長の議会招集権、通年議会の導入

地方自治法の改正により、臨時議会の招集権が議長にも付与されたため、当面は現状どおり、年4回の定例会とします。

#### ② 執行機関の監視・評価の充実

##### ア 政策評価の実施

政策評価を実施します。具体的な評価方法については、今後詳細に検討していきます。

### 6 議会基本条例の制定

議会改革の内容について、明文化し将来に残し、また、新しい地方自治の時代における市議会としての基本理念・基本方針を定め、市民・市の執行機関及び議会の関係を明らか

にするとともに、議員が活動するにあたっての行動規範とするため議会基本条例を制定しました。

## 7 おわりに

議会改革検討特別委員会は、先に議会基本条例を制定し、その条例に基づき具体的に議会改革を推進する「条例先行型」ではなく、できることから始めるという「改革先行型」の考えの基に具体的事項を検討し、解決策の提案を行い、議会として実行してきました。そして、これまで検討してきた事項の結果を取りまとめた、集大成として議会基本条例の制定に取り組みました。しかし、議会基本条例の制定により、議会改革が終わるわけではありません。議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行う必要があります。そのため、今後も継続し議会改革の推進を図り、もって市民福祉の向上と市政の発展に寄与することを願ひまして、議会改革検討特別委員会の報告とします。